

編一束

ト ラ ホ ー ム の 話

社會教育叢書



特115

293



始



5月11日
293

社會教育叢書刊行の趣旨

社會教育の第一義は智識の普及に在りと信じます現代の國民として公民として當然辨へねばならぬ常識を各人が具へる事が最も急務であると考へます返時學術の進歩と出版業の發展に伴ひ各種専門の著書は汗牛充棟も啻ならざるものある事は誠に慶賀すべき事でありますが然し萬人に各種専門の智識を普及し大きな著書を悉く繙讀することを求むるは難きを責むるものであると信じます乃ち最も平易にして通俗的に且つ簡單に是等の智識を一般に與へる事は蓋急務中の急務必要中の必要事だと信じます茲に社會教育叢書を刊行いたしますのも全く其の趣旨に外ならぬのであります希くば編を重ねると共に世の青年子女は勿論廣く一般の方々の閲讀を得て日常必要なる事項に關し適當なる智識を普及する事に付き多少でも貢献することが出來たらば極めて幸に存じます

「トラホーム」の話

目 次

- 第一章 「トラホーム」の意義
- 第二章 「トラホーム」の原因
- 第三章 「トラホーム」の病状
- 第四章 「トラホーム」の豫防法
- 第五章 統計



トラホームの話

吉武衛生技師述

第一章 トラホームの意義

「トラホーム」と云ふ言葉は獨逸の字義を其儘眞似て申しますので英語で申しますと「トラコーマ」と云ふのであります、故に「トラホーム」又は「トラコーマ」何れの名稱でも宜しいのであります。唯我國の醫學は從來獨逸の流義を汲んで研究せらるゝ結果吾々共も矢張り「トラホーム」と云つて通用致して居ります。

扱て「トラホーム」とは如何なる意味かと申しますと元來「ギリーシヤ」國の言葉であつて夫れは物が荒れる即能く荒涼慘憺と云ふ形容詞がありますが其通りでつまり

何でも荒らされると云ふ意味を表はしたので我國には之れに適當の病名を付ける文字がありませぬから西洋の言葉を其儘襲用して居るのです、然して「トラホーム」とはどんな病氣であるかと申しますと今日は學校の子供迄も大概承知して居る眼の病ひである之れは傳染る病氣である位は皆さん御承知の事でせう此病氣の歴史は古くて分りませぬけれども西洋では紀元前既に流行の事實が想像されますし、支那では數百年前の病名から推察すると色々の面白い病名を付けて治療して居ります、且我日本は古くから支那朝鮮と交通の開けた事實がありますから日本にも余程古い流行の系路がありませうけれども何分記録が充分でありますから日本にも余程古い流行の系路がありますで明治九年越後の新潟の病院で英人某が病床日誌に記録があり同十一年には開業醫の病名に「トラホーム」と記載せられてある、そうですから大抵診斷が付く位の可なり、流

行が證明される譯です最も我國は日清戰爭日露戰爭を経過し全國の將校下士卒が動員せられてより以來此の「トラホーム」は一層の流行蔓延を助成した經跡は隠れもない事實であります、従つて今日は外國渡航者とか陸海軍志願者及中等學校志願者の何れを問はず此患者には悉く不合格の決定を與へる必要の條件となつて居ります斯の如く人々の注意を惹くに至りましたのは日露戰爭後陸海軍當局者が非常なる警戒を與へられた結果でありまして吾々は此点に向つては感謝の意を充分持つて居らねばならぬ右の様な譯で我か鹿兒島縣でも明治三十九年以來種々の訓令や其他で注意警戒せられ患者の治療を督勵せられて居りましたが充分の成績は挙げられない關係から明治四十二年始めて専門の技術者を任命し「トラホーム」豫防の衝に當らしめ専ら壯丁、營業者、學校兒童と云ふ部分的な境遇の人对此規程を適用せられて成績も余程向上したの

です然るに幾多の支障や手の行き届かざる憾がありましたが大正八年遂に國の法律が制定せられ一般に誰れでも此法律に依り検診、治療、督勵等が徹底的に遂行せらるゝ事になりましたので其間今日迄實に二十年の星霜を経過して居るのです夫れ故如何に此病氣が國力を防害し而も病根が深く喰い入つて豫防撲滅と云ふことが困難なる事は証明せられる次第であります

第一二章 「トラホーム」の原因

「トラホーム」の病原体は今日迄未だ確實に發見せられませぬ、東西の學者が専心研究中ですが未だ解決が付きませぬ、併し其病原体は患者の眼の脂の中にあると云ふ事は確實であります又其太さは磁器の目を通過せない程で六十度位ひ五、六分間温熱作用

用を繼續すると殺菌されるものと云ふ事は判つて居ります、そこで潜伏期は一二週間位で人より人に人より高等な猿に移植することは容易であります、換言すれば人工的に傳染せしめ得るので元來此「トラホーム」と云ふ病氣は不潔病の代表で而も家族傳染を認められて居るので從て素因とか誘因とか云ふ必要な要素が考慮せられたのです、素因と申しますと遺傳の關係で個人の体质が祖先父母より眼の悪い体质即ち「トラホーム」に罹り易い性分を受けて生れる事です故に梅毒とか結核とかの父母に出来た子供或は腺病質虛弱支體質を持つて居るものは此類で誘因と云ふのは過勞外傷他の眼病から偶然「トラホーム」を誘發せられる事を申します、之れを反對に申しますと假令誘因があつても素質がなければ傳染しませぬ、又素質があつても之れに對する豫防法さへ注意すれば之れに抵抗し防禦する力がありますから吾々は此天賦の理を利用

する能力が必要であると思ひます。男女年齢の關係は深く傳染の條件に差異はないようですが之迄の成績によれば年齢の若き程傳染し易く女子は男子より重症に陥り易い傾向があります又乾燥の土地より陰濕の土地光線の射入乏しく樹木が生ひ繁り家壁を取り卷いて居る様な住宅は最も傳染し易く又煙や塵埃の盛んに飛揚する所に作業するものは感受し易いのは止むを得ない事でせう殊に雜居、群集、團体、學校、寄宿舎等は最も傳染の機會を密にし生計の程度によりて日常使用の物品の如何も亦同理であります然るに一番大切な事は飲料水不足使用水不充分の土地には必ず多數の「トラホーム」患者を發見するので本縣でも此事實は能く證明されるのです之れによりても清潔は如何に「トラホーム」の豫防に甚大の効果があるか判ります

前に述べたる如く「トラホーム」の間接原因としては患者の眼の脂に付いた手拭、ハ

ンカチ、寢具、遊戯品、日用道具凡そ手に觸れるものは悉く媒介者となり洗面器の供用、手洗水の供用も亦同様であります。其他之れに類似した行爲は直接間接の原因となり又は助成するので斯の如き場所に出入する者は余程注意をせねばなりませぬ其處で「トラホーム」病毐が眼に入つても必ず發病するらるのでなく發病するには夫れ丈けの要素が必要であります。先づ病毐は濃厚でなければならぬ、又屢々病毐を繰り返して受けるか病毐は眼の適當の部位で温度と時間を要するのです、然る後初めて病状を認むるに至る順序であります

第二章 「トラホーム」の病狀

「トラホーム」の病狀は發病の模様と經過によりまして分類してあります。が之等は

學者の意見が一致しませぬ爲めに不合理な点もあります然しながら吾々共は便利な立場から急性「トラホーム」慢性「トラホーム」と大別し程度の關係から重症・中等症・輕症・疑似症の四つに分類します處で此分類も學術上には頗る問題とせられて居るので強ち此分類は正當とは申しませぬ全く便利な爲めからで何も之れを規則的に固守する必要は無論ありますのであることを承知して貰らいたい

急性「トラホーム」此症狀は極めて稀れに發見せらるゝので此存在を疑ふ人もありますが兎も角突然眼がチカ〳〵と痛み眼脂が溢れ出て、次第に腫れ上り丁度風眼ではないかと思ふ位の急性炎症が來るのであります而して其炎症が消退しますと始めて結膜に「トラホーム」病變を發見するのでありますけれども之れは治療が順當に行はれますと左程結果は恐るゝに足りませぬ併しそれに反對する人は全く獨立した病氣でなく

潜伏した「トラホーム」があるのに色々な細菌や刺戟を與へられた爲めに急に炎症を招來したものだと云はれて居ります之れも亦相當理由のある事と思ひます

慢性「トラホーム」此病狀は始めから何等の病狀を自分は知らない又病氣其者も何時傳染したか極めて微溫的な容体だから初期は不明に經過すると云ふのが適當の言葉であります故に醫師の診療を受くる時期は多く第二期で病狀は相當進んだ時に自覺症狀を訴へるのです之れを判り易い様に時期により説明しますれば第一期とは先づ眼瞼を翻轉し見ると結膜は僅かに腫れるか或は血管が亂れてある位眼の内眞と外眞との處に粒々が見へたり或は白い線が見へたり尙進んで其奥を見ると結膜面の乳頭が「ビロド」の様に粗糙になつて居る處を發見する事もあるので稀れに朝な朝な薄い眼脂が出る何等の異常を感じませぬが偶々春とか秋とかの氣候の代り目か又は眼を打つとか塵埃

が入つたとかの誘因が之れに加はるごとに眼に疾が加はり羞明なつたり物が見へ難くなつたり痒くなつたり眼脂が段々加はると云ふ具合で此時期には結膜一面に充血し圓い小さな粟粒の如き粒々が澤山發生し腫脹や病變も相當進んで居るから之れは一見して「トラホーム」と診斷が付き易いが此時期が最も傳染し易い病源体を含む眼脂も分泌が多いから警戒すべき時であります又朝起きて眼脂が睫毛に粘着し數ヶ月後或は二、三年も経過するうちに遂に病變が進んで角膜に翳が入つてくるから視力かたが非常に弱くなります其處で患者は驚いて醫師の診療を受くるので之れが所謂第二期の病状であります然るに普通患者が病氣を感じて賣藥を以て手養生するか又は醫師の診療を受けてもお金の關係や暇の都合又は仕事の關係から充分の治療を受けないと始め程の苦痛がない爲めに其儘放任せられる其處で「トラホーム」は何時迄も全治せないで經

過される其間に病變は次第／＼に増悪して結膜が肥厚し或は萎縮し毛や鼻涙管等の附近の器管に障害を及ぼすものであります此の時期で最も恐ろしいのは「トラホームバシヌス」と云つて角膜に雲がかかる此病變が來たれば容易に治療が六ヶ敷いので僅かに翳が出来ても視力は障害せらる再び健康の目に快復すると云ふは余程の辛抱と専門的治術を要する譯である第三期と申しますと此後の病状で「トラホーム」病變が深く結膜のみでなく軟骨組織に迄も侵入し「トラホーム」の粒が破壊し内容が漏れる結膜の組織は病的變化の爲めに全く瘢痕化せられ從つて結膜の生理的作用が中絶又は制限せられる爲に當り前の分泌物が止まり乾燥する萎縮の爲めには逆毛が生へる「バンヌフ」は擴かると云ふ具合に次ぎから次と苦痛が増すので加之角膜水泡疹が繰り返されれば疼痛が非常に劇しく遂には失明と云ふ運命に到着するのである併し之迄には充

分醫師の門廻りをしたり手養生をしたり金錢と時間を勞費した揚げ句であるからたらぬので其時日も体質により違ひますが一二年は愚か二十年三十年と經過するのも珍らしくはありませぬそれで若し産業其他の經費に之れを換算すれば實に夥しき金額になるでせう人によりますと「トラホーム」は其位でお仕舞ですが後遺症と唱へまして失明してからも尙ほ結膜の慢性疾患を誘發し生命のあらん限り眼病は絶へないと云つて居ります如何に其病の執拗で而も猛烈であることが判るでせう元來此「トラホーム」と云ひますと直ぐ「トラホーム」は粒が出來るものなりと早合点した時代もありましたが今日學問が進歩研究の結果は「トラホーム」病變は單に「トラホーム」の粒のみでなく寧ろ粒以外の組織の病變が主要なるものとしてあるから従つて治療法も唯粒がされたから病氣が全治したとは云はれないのです此点は「トラホーム」の豫後を

診斷することに非常な關係をもつものである夫れから此外に病狀は千差萬別でありますから一々之を判り易い様に申上げる事は出來ませぬで専門醫の診斷を待ちて決定して貰ひたい

又病症程度は重症とか中等症とか輕症とか疑似症とあります但「トラホーム」豫防法規から云ふと「トラホーム」には中等症は記載してあります即ち重症、疑と分類してありますけれども之れは正しき分類であるか否やは議論のある處では非を申述ぶる必要はありませぬが重症とは病變化の著明な時二期の末頃から第三期頃輕症とは初期疑似症とは「トラホーム」とも外の疾病とも判別が出來ない場合を指示するものでありますから其診斷する醫師の能力によりて大變な違ひがありますと云ふ事は當然免れない結果と思つて居ります

第四章 「トラホーム」豫防法

一四

「トラホーム」豫防の方法は大別すると病源体を保有する患者の治療と健康者は之を感染せない方法を研究すると云ふ事とであります私は健康者に御勧め致すのは毎朝顔を洗ふ時に充分の清水を用ひ眼を數回洗ふといふ事であります之は特別に取り立てゝ行はないでも毎朝實行せられる事で決して六ヶ敷い仕事であります之は水が不充分であつたら家庭で子供の顔洗ひに注意して下さらぬ所になりますと僅かな水で數人の家族が交代に洗顔し或は冬の寒い時になると殆んど顔を洗はなかつたりして學校にでも行くといふ習慣が残つて居るので私は此際自己宣傳ではありませうけれども此處に吉武式洗顔法と云ふ方法を御紹介申上度いのです吉武式洗顔法とは先づ清水を井戸より汲み取り賓盥又金盥に一杯溢れる如く入れ両方の手を小指の側で合せ掌を上に向

げますと水を手の中に汲み取ることが出来る夫れで洗はんとする時は一步洗面器より左右に離れて顔全部を洗ひ落す次ぎに再び前の如く清水を手掌に掬ひ上げ今度指の先きで両方の眼瞼の閉ぢ目に當て左右に二三回擦する此時は清水が眼瞼に浸る様な方法を以て洗ふので之の方法を二三度繰り返し次ぎに一方の鼻を塞ぎ鼻汁を軽く吹き出し又一方の鼻を塞ぎ他鼻孔より鼻汁を吹き出すのであります斯くするときは健眼は益々健康に多少の充血や塵埃が入つて居ても之を排除し得るのであります夫の後自己所有の清潔なる手拭を以て顔を拭き取りますならば私は眼の保護は充分だと信じて居ります

其外に誘因としては塵埃や煤煙を遮け薄暗い室内的勉強眼の刺戟を招く如き作業及患者との雜居等は堅く注意せねばならぬ又一面体质の弱い子供胎毒や結核の子女等には

強壯療法を行はねばならぬのです。些の眼病も疎かにせず、直ちに専門醫の診斷を受ける心掛が必要であります。

患者は「トラホーム」と診斷せられたならば、治療方に就いては、一々醫師の指示に基き處置されたが安心ですけれども、眼脂の付いた手拭紙や布片等は人に迷惑にならない様に始末して消毒されたいものです。又洗面器の如き共同使用の可能性のものは、使用前奇麗に洗い、然る後使つて貰らいたい特に手拭の如きは出来得る限り各別に持たせて貰らう程家庭の爲めには安全の策である。

「トラホーム」の治療方は患者も醫師も余程忍耐がなければ途中で廢棄せらるゝ恐れがありますから、完全の治療が出來ませぬけれども、今日の状態では眼科専門醫の普及が十分でないのと、治療費の負擔に堪へないものに向つて之のが救濟の方法が未だ完備し

て居りませぬから、動もすれば放任勝ちになるので、換言すれば資産ある人か特志の人でない限り、治療が徹底せない夫れで、本縣で町村に公設「トラホーム」治療所なるものを設置せしめ、中產階級以下の治療に便せん爲めに奨励して居ります。此公設「トラホーム」治療所には實費診療等計畫の村もありますが、成績は當分の處では佳良であります。爾今益々斯の如き治療機關は普及せしめたい而して、共同救濟の下に治療の目的を達するを得ば、患者の幸福は勿論、國家經濟の上から非常な有利な結果になるのです。嘗て本縣で盲人調査を行つて見ましたが、盲の原因としては風眼が第一、「トラホーム」が第二番目でありました。故に「トラホーム」が失明の原因と多大の關係を有することがお判りになるでせう。加之、「トラホーム」患者の消費する金錢は人の見込みによりて相違はありません。けれども吾々共の計算によれば、一日三回位の損失に相當する勘定であります。

ます故に本縣の人口を百三十万と見賦り其内患者が平均十二布仙と見賦つて十五万六千人と云ふ膨大な數を示し假りに一日三圓の損失としても四十六万八千圓といふ多額の生産上損失になる譯であります此理由によりまして町村にて僅々四、五百圓の治療所の費用を要するけれども前に述べたる多額の費用に比ぶれば九牛の一毛にも相當しませぬから可成多少の苦痛を忍び町村落に是非公設「トラホーム」治療所を設置して貰らいたいものです公衆衛生上の見地から國に法律が制定せられ國民皆此法律により検診を受け患者には治療の義務を負はされてあります尙警察官署監督の下にある営業者は重症の者に限り就業を停止されることになります法律に服従せないものに對しては夫々罰則が設けられてあるのです乍去斯の如き自衛的養生せねばならぬ事を人から強制せられて始めて氣付く様では衛生思想の現代に遅れると云はれても仕方ないこと考

へられます其處で警察官署監督の下にある営業者とは料理屋宿屋下宿屋湯屋、工場、理髮營業者飯食店の家族雇人同居者共藝妓酌婦娼妓鍼灸按摩業者看護婦は其就業者に限り此適用を受けるので其他の人は一般「トラホーム」豫防法の規程に依らねばならぬ本縣では營業者は縣より直接検診をなし一般の方は市町村醫をして検診を行はしむることゝ特に壯丁年齢者には日割を極めて市町村醫が検診をするし學校兒童は學校醫が便宜検診するのです而して官公署は勿論寺院神社其他客の來集を目的として營業する所には法の命する設備が必要條件となつて居ります

右の様な次第で吾々共は社會共存の意義から一人でも疾病を免れ一人でも病源たるもののは撲滅すると云ふ所謂公德心の發露は最も必要なる國民の義務であり又自衛上から云つても其位な智能は涵養せねばならぬ而も「トラホーム」は家族傳染と云ふ事は明

瞭な事實で特に母親が此病氣に罹つて居るならば必ず其子女には患者がある故に子女の養育に直接の關係ある母親の智識は家庭の至寶であると思ひます母親が子女の身の廻はりの清潔に氣付く様な家庭では殆ど「トラホーム」は發見せられない縦令患者があつても直ちに「トラホーム」の治療に手が届くから決して病毒の散慢はありますまい兎も角一家は責任の歸する處御主人であり内助の功は母であるならば清潔と云ふ点を何處までも理解して貰いたいものです又子供に對しては日用の器具は出来る限り別々に持たせ寝具類や其他各別に與ふることの出來ない品物は清潔に且つ時々日光に曝露することが肝要です且つ子女の室内は明るく煤煙や塵埃の中で作業に注意し仕事の仕舞つた時は冷水で能く目を洗ふ位にし光線の射入悪しき時刻には讀書や仕事は避けた方が得策であるので結局自己を衛る道は自分が心得て居らねばならぬ夫れから公

衆を相手にして營業する處では手洗器は流水裝置とし貸手拭は清潔ならざるものは禁止せねばならぬ又便所や室内的扉の様な誰れでも手指の觸れる處には拭き掃除を念入れてする様に心掛けて貰いたい斯の如くして豫防法の意義が相互に心得らるゝならば「トラホーム」の撲滅も蓋し遠くあるまいと考へます唯患者が色々の傳説に迷され甚しきは呪咀の如き迷信や名もなき手養生に没頭し却て経過を遷延せしの症狀を一層重篤に陥らしむるは眞に遺憾の極みである夫れで縣では醫師會にも相談して醫療料も減額して貰うことにしてあるのです乍併現今の状態では「トラホーム」患者と診斷せられても初めの一、三日間は能く醫師の手當を受けるが暫くすると次第に醫療を受け度數が減り遂には全く醫治を受けないものが多くあるそうです夫れで折角の療法も中途で廢せられるので主治醫は手持ち無沙汰の有様だとは驚き入る次第であ

ります

二三

第五章 統計

「トラホーム」の分布状態は統計によると分明致しますが又既往の「トラホーム」患者を現今の患者数との比較も亦興味あることで「トラホーム」豫防と云ふ言葉が高唱せらるゝに従ひ漸次其數が減退し行く事は幾分なりとも「トラホーム」に對する智識の向上を物語るごとに豫防と云ふ事を努力すれば其甲斐あることを暗示するのである今試みに十五年前の本縣「トラホーム」患者を見るに

明治四十三年壯丁豫備検診成績表

郡市別 トラホーム百人比

鹿兒島市	四〇、三
鹿兒島郡	四〇、三
揖宿郡	一五、二
川邊郡	二六、四
日置郡	三六、四
熊毛郡	三〇、一
大島郡	二五、一
薩摩郡	一四、六
伊佐郡	一七、四
出水郡	一五、六

始良郡

三四、六

贈啖郡

三三、四

肝屬郡

二三、一

合計

平均二七、〇

當時營業者の検診成績は

營業別

トラホーム百人比

旅人宿

一五、九

下宿屋

三三、一

料理屋

一七、二

飲食店

一三、七

貸座敷

五一、三

娼妓

五〇、一

藝妓

二四、七

酌婦

一〇、二

湯屋

一七、八

工場

平均二〇、九

理髮業

二四、三

合計

都市別

トラホーム百人比

にして其後の成績は省略するも近年の状況は左の如くである即ち壯丁豫備検診は

鹿兒島市

三、七七

鹿兒島郡

二四、九九

揖宿郡

一五、〇一

川邊郡

一四、三〇

日置郡

一五、七〇

熊毛郡

一九、七〇

大島郡

一二、五八

薩摩郡

五、二〇

伊佐郡

一一、一〇

出水郡

一〇、七一

肝屬郡

二四、〇〇

始良郡

二五、九八

贈於郡

一四、八三

合計

平均一六、七四

にして營業者の「トラホーム」患者率は

營業種別

トラホーム百人比

旅人宿

四、一九

下宿屋

二、六五

料理屋

三、一七

飲食店

三、八五

貸座敷

六、三八

娼妓

〇、六〇

藝妓

一、〇八

酌婦

四、五七

湯屋

二、六〇

理髮業

四、〇九

看護婦

二、四一

鍼灸按摩術

となり大正十一年度中一般住民「トラホーム」検診の結果は

平均三、三九

合計

郡市別

トラホーム百人比

鹿児島市

一〇、六九

川邊郡

二三、八七

日置郡

一一、二九

伊佐郡

一一、一三

姶良郡

六、九九

肝屬郡

一五、三四

熊毛郡

一四、七六

大島郡

一六、四一

五、四五

合計

平均一一、九四

で記載してない各郡も多少なり検診は出来て居りますけれども此成表迄に報告未着の記載する事は出来ませぬでした尙ほ又参考として公設「トラホーム」治療所で治療の成績は左の如くなつて居ります

公設「トラホーム」治療成績表

町村名	患者數	全治	未治
中郡宇村	四〇五	四四、四四	五五、五五
鎮西村	三〇八	五三、二四	四六、七六
垂水村	二、〇八六	三一、二〇	六八、四五
和泊村	二、〇八五	四三、六九	五六、三〇

字檢村	吉松村	北種子村	合計
二八六	三二三	三、三五八	八、八五一
九六、五〇	二五、六九	二三、四三	三四、六
五、五九	七四、二七	七三、五八	六五、四

外に末吉町、月野村、大崎村等は報告未着であります現在開設して居りますのは西志布志村、財部村、笠砂村、西襲山村、志布志町等も只今患者の治療中であります尙ほ外に學校兒童の「トラホーム」患者は左の如くである

大正十一年小學校兒童トラホーム患者表

郡市別	患者數	百人比
鹿兒島市	二五一	四、〇

鹿兒島郡 一、三五六

二一、三

日置郡 一、八四八

一八、九

薩摩郡 一、二三一

一三、二

出水郡 一、一〇三

一八、〇

川邊郡 二、二七二

二二、六

揖宿郡 八〇四

一六、四

伊佐郡 四二七

一三、五

始良郡 一、一七一

一八、九

贈嘸郡 一、五七七

二四、八

肝屬郡 二、三八七

二二、一

熊毛郡 六〇三

一八、一

大島郡 一、八八九

二二、〇

第一師範附屬小學校 一

一

女子附屬小學校 二

一、〇

右の如く患者の遞減するに至りしは色々の原因あるべしと雖も「トラホーム」豫防の聲が次第に高唱せられ個人の衛生思想も舊時の如くならざる結果と思はれますから我國が世界強國の伍班に列する以上斯の如き忌むべき疾病は徹底的に豫防撲滅の心掛けがなければならぬと存じます。

發行所
鹿兒島縣社會事業協會

鹿兒島廳內

財團法人

鹿兒島縣社會事業協會

右全所
印刷所
吉田活版所
德作

電話
福勵一三八〇三番二八

鹿兒島縣社會事業協會代表者
財團法人
鹿兒島縣社會事業協會

大正十三年六月十五日印刷
大正十三年六月二十日發行

鹿兒島縣廳內

終